

東京都八丈島地区における八丈島漁業協同組合の資源管理協定

協定発効日 令和6年2月27日

一部改正日 令和6年6月28日

(目的)

第1条 本協定は、八丈島漁業協同組合（以下「漁協」という。）に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

水域	水産資源の種類	漁業の種類
八丈島周辺海面（八丈島、青ヶ島、黒瀬、新黒瀬周辺等すべての操業海域）	キンメダイ、メダイ、キハダ	一本釣り漁業

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

キンメダイ 東京都資源管理方針別紙第3-1に定める資源管理の方向性

メダイ 東京都資源管理方針別紙第3-3に定める資源管理の方向性

キハダ 東京都資源管理基本方針別紙第3-5に定める目標

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

水産資源の種類	取組内容
キンメダイ	禁漁期間の設定 7月1日から9月30日までのうち、20日以上を休漁日とする
	体長制限 全長30cm以下は漁獲禁止とする
メダイ、キハダ	休漁日の設定 1月～3月の3ヶ月の間に14日の休漁日を設けるものとする

2 キンメダイについては、前項と併せて、現在実施している夜間操業の禁止、漁具の制限、樽流し漁法の禁止、餌の制限、禁漁区や休漁日の設定等の取組についても実施し、資源の維持に努める。なお、具体的な休漁日程は、漁協役員会で、毎年決定する。

3 メダイ及びキハダについては、第1項と併せて、生きている小型魚については、漁獲

せずに極力放流に努めることとし、資源の維持を図る。なお、具体的な14日の休漁日程については、資源の状況を勘案し、漁協役員会で、毎年決定する。

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、東京都資源管理・漁業所得補償対策協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の取組について、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとする。

水産資源の種類	履行確認における証拠書類等
キンメダイ	操業日及び魚種が明記された伝票・清算書の写し又は集計表
メダイ、キハダ	操業日及び魚種が明記された伝票・清算書の写し又は集計表

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に東京都及び東京都資源管理・漁業所得補償対策協議会に報告するものとする。

2 参加者のうち、漁協の販売事業を利用せず、自身で水産物を販売する者は、その分の報告について、別紙様式1の集計表及びそれを証する伝票・清算書の写しを添付し、漁協あて提出しなければならない。

なお、本報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日を目安とする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第5条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）及び東京都資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、東京都資源管理・漁業所得補償対策協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力、その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について東京都資源管理・漁業所得

補償対策協議会に報告し、調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び東京都からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 全参加者の代理権を有する者(以下「協定代表者」という。)は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。

この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間(令和6年4月1日から令和11年3月31日まで)とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第11条 漁業法第126条第1項の規定に基づき東京都知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、決定の日から施行し、改正後の本協定第6条第2項の規定は、令和6年4月分の報告から遡及し適用する。

(本協定の参加者)

八丈島漁業協同組合(協定代表者)

その他の参加者については、「別紙参加者名簿」に記載のとおりとする。

(以上)

(別紙様式1)

八丈島漁業協同組合
代表理事組合長 殿

(住所)
(氏名)

令和〇年〇月分のきんめだいを対象とした一本釣り漁業の
系統外出荷分の資源管理協定履行確認の報告について

表記の件について、下表のとおり報告いたします。

魚種	令和〇年〇月水揚げ量合計 (kg)
きんめだい	

上記内容は、私の系統外出荷の水揚げ伝票の集計に相違はなく、30 cm以下のきんめだいの
水揚げは含まれておりません。

令和〇年〇月〇日
氏名 〇〇 〇〇 印